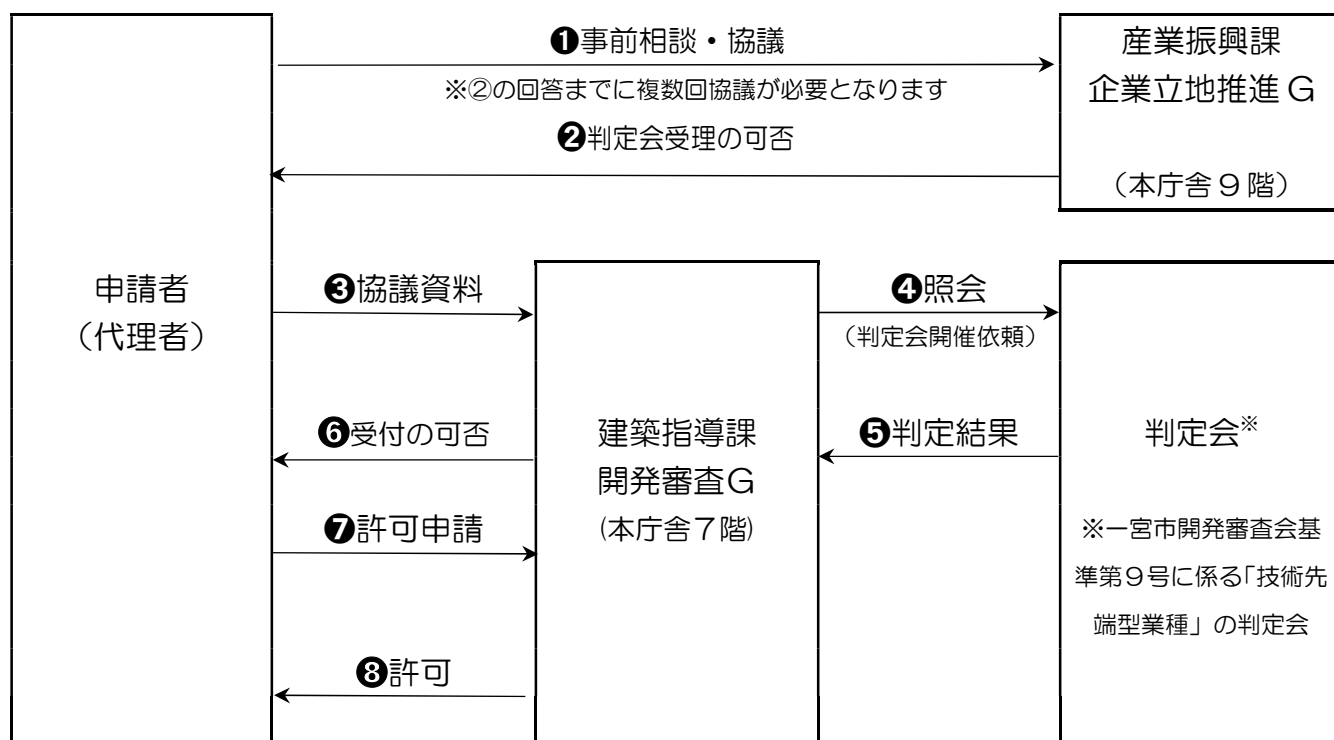


## 一宮市開発審査会基準第 9 号に基づく許可申請について

事前に産業振興課（本庁舎 9 階）にて『技術先端型業種の工場又は研究所』に該当する旨回答が得られたものについて、許可申請を受付けます。

まずは、①事前相談・協議（初回の相談は会社案内、製品等のパンフレット、どの部分に先端技術が応用されているか又は先進性がどこにあるかを説明する書類をご準備ください）を行っていただき、②判定会受理可能の回答が得られれば、③裏面の必要書類を揃えて、建築指導課（本庁舎 7 階）へ 2 部提出してください。

なお、⑥受付可能の回答を得て⑦許可申請の受付が可能となります。



### 【問い合わせ先】

一宮市建築部建築指導課  
開発審査グループ

電話：0586-28-8646(直通)

一宮市活力創造部産業振興課  
企業立地推進グループ

電話：0586-28-8982(直通)

**③協議資料には、原則下記の書類を提出してください。**

1. 開発区域区域図若しくは付近見取図（1/2500 の都市計画図）  
※申請予定地を赤枠で明示
2. 公図の写し ※申請予定地を赤枠で明示
3. 土地登記事項証明書
4. 法人登記簿謄本
5. 日本標準産業分類のどれに該当してるか 注 1
6. 製造工程（原材料若しくは部品から製品までフローで示し、自社がその工程のどの部品を分担しているか明らかにすること）
7. 事業計画書
8. どの部分に先端技術が応用されているか又は先進性がどこにあるかを説明する書類  
※事前相談・協議の段階でも提出が必要です。
9. 会社パンフレット、製品カタログ、写真等
10. 理由書（土地選定理由等を明記） 注 2

注 1：技術先端型として認められる業種等は別紙のとおり。

業種と製品については、別紙に該当し、かつ製造する製品が自社で開発したものであり、さらに先進性が認められるものに限る。ただし、「別表 2 に掲げる先端技術を応用した材料の製造業」については、原則別表 2 の材料を製造していれば技術先端型として認められる。

注 2：理由書には下記事項について具体的に記入してください。

- ① 工場を立地する理由
- ② 一宮市内及び周辺市町の市街化区域に適地が見当たらない理由、また見当たらなかったために当該地を選定した理由
- ③ 以下の事例のような地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会的経済条件を総合的に勘案しているかどうか
  - Ⅰ. 開発区域周辺の労働力を必要としている
  - Ⅱ. 清浄な空気・水・景観・自然緑地等の優れた自然環境を必要としている
  - Ⅲ. 高速道路のインターチェンジ等に隣接することを必要としている